

L 野そ

野その発生予察では、野そによる被害の大きい農作物が栽培され、かつ環境条件からみて異常発生の可能性が高い地域においては継続的に調査を実施し、その他の地域においては野そによる被害が多発した場合に適宜調査を実施する。

1 調査

(1) 特定地域における調査

野そによる被害の大きい農作物が河川敷、荒廃地、草生栽培の樹園地、牧草地等野その生息適地付近で栽培されている地域又はそれ自体が野その生息適地である草生栽培の樹園地、牧草地等が主体である地域のうち、被害多発の可能性のある地域を選定して実施する。

ア 生息状況調査

野その生息適地で調査を実施する。

(調査方法及び調査項目)

調査地の立地条件や労力事情等により捕殺調査、無毒餌の設置による調査、そ穴調査のうちから適切な方法を選定して実施し、野その種類、生息範囲、生息密度、生息消長を推定する。

捕殺調査：少なくとも2日間の捕殺調査を実施し、野その種類、生息範囲を推定するとともに、調査日別の捕殺率を算出して生息消長推定の基礎資料とする。捕殺器の設置数は、1か所2個、全体で100個以上とし、設置間隔は、野その種類、調査地の範囲（大きさ）、立地条件等を考慮して5～30mの範囲で決め原則として変更しないが、設置場所は、固定する必要はない。なお、そ餌は調査日ごとに取り替える。

無毒餌の設置による調査：無毒餌を設置して喫食状況を調査する。野その種類を確定することはできないが、捕殺調査より簡便である。調査方法及び調査項目の概要は捕殺調査の場合に準ずるが、捕殺率は喫食地点率（喫食には引き去りを含む。）とし、無毒餌の設置数は、1か所1点、全体で100点以上とする。

そ穴調査：調査地のうちから1a又は100m（けい畔、農道等の場合）の調査区を数区設定してそ穴数（そ穴は活動そ穴）を調査し、生息密度、生息消長推定の基礎資料とする。なお、調査区は原則として変更しない。

(調査時期)

越冬後（４月）、春期増殖後（７月）、秋季増殖後（１０月）の年３回。ただし、積雪、農作物の被害発生時期を考慮して変更してもよい。

イ 被害状況調査

農作物の被害状況を調査して予察方法改善の基礎資料とする。

(調査方法及び調査項目)

生息状況調査を実施した野その生息適地付近において被害発生地域、被害作物、被害程度を調査する。

(調査時期)

被害の発生時期。

(２) 被害多発地域における調査

被害が多発した地域において適宜調査を実施し、防除指導上の参考資料にするとともに、環境条件との関係を明らかにして予察方法の確立、改善のための基礎資料とする。

ア 被害状況調査

被害作物、被害程度別面積、被害量、被害金額を調査する。

イ 生息状況調査

被害発生地付近の野その生息適地において調査を実施し、野その種類、生息範囲、生息密度を推定する。調査方法は（１）アに準ずる。

ウ 環境調査

浸冠水、積雪等気象条件、ささの開花結実等食物条件及びその他の環境条件を調査して被害多発との関係を明らかにする。

２ 予察法

- (１) 野その生息と農作物における被害発生との関係は、多くの要因によって一律ではないので、地域ごとに知見を集積して予察する。
- (２) 野その生息適地が浸冠水することによって野そが移動し、被害が発生することがある。
- (３) 根雪が早く、積雪期間が長引くと冬期の果樹における被害の発生が多くなる。
- (４) ささの開花結実によって野そが異常発生することが多い。